

日本鉄筋継手協会 技量検定等共通規定



2021年6月18日 制定

2021年12月17日 改正

第1章 総 則

1. 1 目 的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が、日本鉄筋継手協会 資格者試験制度規則（以下「規則」という。）、日本鉄筋継手協会資格者中間審査規定（以下、「中間審査」という。）に基づいて実施する各種の資格試験又は技量検定等試験（以下、「検定試験」という。）の共通事項を定めることを目的とする。

1. 2 適用範囲

本規定は、規則、中間審査及び各種技量検定等規定に基づいて実施する検定試験の各種手続き及び適格性証明書の取扱いに適用する。なお、本規定にて取扱う検定試験は次による。

- ・継手管理技士資格試験
- ・ガス圧接技量検定試験
- ・鉄筋溶接技量検定試験
- ・機械式継手主任技能者資格試験
- ・鉄筋継手部検査技術検定試験
- ・熱間押抜検査技術検定試験

1. 3 委員会

検定試験は、各試験委員会又は各検定委員会（以下、「検定委員会」という。）が所管し、検定試験の公平性、有効性及び信頼性の維持と向上のため、要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という。）の管理と指導のもとに実施する。

(1) 要員認証管理委員会

管理委員会は、検定委員会による検定試験の評価結果を合否判定基準に基づき要員の適格性を判定し、資格者を認証する。

(2) 検定委員会

検定委員会は、次の業務を担当する。

- 1) 技量検定等規定（以下、「規定」という。）等の制定及び改正案の作成
- 2) 検定試験の実施
- 3) 検定試験結果の採点と評価
- 4) 検定試験の評価結果の確認と管理委員会への報告
- 5) その他、管理委員会が必要と認める業務

1. 4 用語の定義

- (1) 協会 : 公益社団法人日本鉄筋継手協会 (略称: JRJI)
- (2) 要員 : 技術者・技能者・技量者の総称
- (3) 認証 : 適格性の認証のことであり、要員の技術・技能・技量が、特定の規格・規定等に適合していることについて、十分に信頼できることを証明すること。
- (4) 資格 : 技術・技能・技量に関する適格性の認証を得た状態、身分、地位
- (5) 適格性証明書 : 要員認証制度のもとで発行される文書であり、「力量の証明書」のことである。なお、記名された者の技術・技能・技量が、特定の規格・規定等に適合していることについて、十分に信頼できることを示す文書。ただし、記名された者が提供したサービスの結果まで保証するものではない。
- (6) 登録者 : 認証された要員のことで、協会では、資格者のこと。
- (7) 登録日 : 資格が認証された日
- (8) 発効日 : 資格の効力が発生する日、資格が認証された日の翌日をいう。
- (9) 有効期間 : 資格の有効な期間
- (10) 使用期限 : 適格性証明書が使用できる期限
- (11) 受験者 : 適格性証明書を得ようとする者 (なお、更新試験により、再評価を受ける場合を含む。)
- (12) 評価 : 受験者の検定試験結果を、評価基準に基づいて採点・評価すること。
- (13) 判定 : 検定試験の評価結果と合否判定基準に基づいて、受験者の合否を判断すること。
- (14) 検定試験 : 要員の技術・技能・技量が特定の規格・規定等に適合していることを証明し、認証するための試験
- (15) 定時試験 : あらかじめ試験日時と会場を定めて実施する検定試験
- (16) 随時試験 : 検定委員会又は管理委員会が必要と認めた場合に実施する検定試験
- (17) 新規試験 : 新たに資格を取得するために受験する検定試験
- (18) 更新試験 : 登録者に対し、取得している資格について、再認証を行うための検定試験
- (19) 再試験 : 試験結果が、合否判定基準を満足しない場合に行う試験。なお、不合格の原因が技量に依らないと判断される場合を含む。
- (20) 失格 : 検定試験の開始及び続行が不可能な場合又は検定試験中に不正行為が認められた場合に、検定委員が受験の中止又は受験の無効を判断すること。
- (21) 中間審査 : 中間審査規定に基づき、登録者が適格性証明書の使用期限内に、技術・技能・技量や一般知識を継続的に維持していることを登録者自身が立証し、その維持の状態を協会が確認するための審査
- (22) 中間審査期間 : 資格者が新規試験又は更新試験により取得した適格性証明書の使用期限の1年前の日から使用期限日までの期間

第2章 資格

2. 1 資格の取得

受験者は、検定試験に合格し、管理委員会の認証を得て、資格の登録手続きをしなければならない。

2. 2 資格の帰属

資格は、登録者本人に帰属する。

2. 3 資格の有効期間

- (1) 新規に取得した資格の有効期間は、認証日から中間審査期間を含め下記資格の有効期間とする。
- (2) 更新により取得した資格の有効期間は、保有する技量資格の有効期間の満了日の翌日から中間審査期間を含め下記資格の有効期間とする。
- ・継手管理技士資格 4年
 - ・ガス圧接技量資格 3年
 - ・鉄筋溶接技量資格 3年
 - ・機械式継手主任技能者資格 5年
 - ・鉄筋継手部検査技術者資格 5年
 - ・熱間押抜検査技術者資格 5年

第3章 受験申請及び申請手続き

3. 1 受験の手続き

3.1.1 受験申請書類の提出及び受験料の納付

受験者は、受験申請に際して、受験種別に応じた受験申請書類（各種技量検定等規定に定める様式）を準備し、受験料納付後、協会に提出しなければならない。なお、納付された受験料は、「3.1.6 受験申請の取消し」による返還以外は理由の如何を問わず返還しない。

3.1.2 受験申請書類の提出先

受験者は、受験申請書類を「3.1.3 受験申請の受付」期間内に、電子申請を行う。なお、送付又は持参する場合の提出先は次とする。

<提出先>

〒305-0817 茨城県つくば市研究学園 5-12-10-5F JRJI 受験申請係宛

3.1.3 受験申請の受付

- (1) 受験申請の受付は、検定試験実施日の120日前から、検定試験実施日の30日前まで（送付の場合は必着）とする。
- (2) 事前に決定された検定試験の定員に達した場合は、その時点をもって受験申請の受付を締め切る。

3.1.4 受験申請の受理

受験資格について受験申請書類が要件を満足した者の受験申請を受理する。

3.1.5 受験者に送付する書類

原則として検定試験実施日の14日前までに、検定試験に必要な次の書類を受験者に送付する。ただし、継手管理技士資格試験については（2）を除く。

- (1) 受験票
- (2) 受験者識別用ゼッケン又はバッジ等
- (3) 各試験及び検定試験固有の注意事項

(4) その他、受験に必要と認めた書類等

3.1.6 受験申請の取消し

受験申請の取消しは、検定試験実施日の14日前までに、書面により受験申請の取消しの手続きを行った場合に限り認める。

第4章 適格性証明書

4. 1 適格性証明書の交付

(1) 検定試験の合格者への交付

検定試験に合格し、技量の適格性を認証された者に適格性証明書を交付する。

(2) 中間審査において適格性認証継続を「可」と判定された者への交付

中間審査に定める「14. 審査完了に伴う適格性証明書の取扱いと再評価」により、適格性認証継続を「可」と判定された者に適格性証明書を交付する。

4. 2 適格性証明書の使用期限

(1) 取得した適格性証明書の使用期限は、中間審査期間の終了日までとする。

(2) 中間審査期間内に中間審査を完了した適格性証明書の使用期限は、技量資格の有効期間までとする。

4. 3 適格性証明書の記載事項

適格性証明書には、次の事項を記載する。

- (1) 登録者氏名／生年月日／写真
- (2) 資格名称
- (3) 資格種別
- (4) 適格性証明書の使用期限
- (5) 資格者No.
- (6) 所属先名称・会員種別
- (7) 登録地区
- (8) 資格の有効期間
- (9) 中間審査受審期間（又は、中間審査受審日）
- (10) その他必要事項

4. 4 適格性証明書の処分・返納

登録者は、次の場合、失効もしくは期限切れとなった適格性証明書を速やかに管理委員会宛に返納又は裁断して処分しなければならない。

- (1) 更新試験に合格した場合
- (2) 「4.6 適格性証明書の失効」の事由により、適格性証明書が失効となった場合

4. 5 適格性証明書の再発行

(1) 次の場合、登録者は適格性証明書を返納し、再発行の申請を行わなければならない。

- 1) 適格性証明書の記載事項に変更があった場合
 - 2) 適格性証明書を紛失又は著しく損傷した場合
- (2) 前項の申請を審査の上、適格性証明書の再発行を行う。
- (3) 適格性証明書の再発行を申請する場合は、表1に定める変更内容等ごとに必要な提出書類を用意し、再発行の申請手続きを行う。

表1 適格性証明書再発行手続きに必要な提出書類

再発行手続きに必要な提出書類	変更内容等			
	氏名	勤務先	損傷	紛失
1) 適格性証明書再発行申請書(1通)	○	○	○	○
2) 保有する適格性証明書(1枚)	○	○	○	
3) 戸籍抄本の写し(1通)	○			
4) 新所属勤務先在職証明書(1通)		○		

4. 6 適格性証明書の失効

次の場合は、登録者の適格性証明書を失効とする。

- (1) 中間審査未了により適格性証明書の使用期限が切れた場合
- (2) 技量資格の有効期間満了により適格性証明書の使用期限が切れた場合
- (3) 適格性証明書の記載事項を改ざんした場合
- (4) 適格性証明書を不正に使用した場合
- (5) 適格性証明書を他人に使用させた場合
- (6) 適格性証明書で与えられた作業可能範囲を超えて圧接作業を行った場合
- (7) その他の不正行為又は登録者本人の責に帰する重大な過失があった場合

4. 7 適格性証明書の使用期限が切れた失効者の取扱い

- (1) 何らかの事由により前条(1)に該当する場合は、中間審査に基づく再評価を受けることができる。
- (2) 前条(1)、(2)以外の理由により適格性証明書が失効となった場合は、「5.1 受験の停止」により決定した停止期間経過後、新たに受験しなければならない。

第5章 その他

5. 1 受験の停止

次の事項に該当する場合には、受験票送付後であっても、申請のあった検定試験の受験を停止させると共に、停止期間を決定して受験者に通知する。

- (1) 受験者としてふさわしくない行為があった場合
- (2) 「4.6 適格性証明書の失効」の事由が発生した場合

5. 2 合格の取消し

検定試験において不正を働いたことが判明した場合は、合格を取り消す。

5. 3 異議申立て

- (1) 受験者は、検定試験の判定結果に異議のある場合には、判定結果の通知日より30日以内に限り、管理委員会に文書をもって異議申立てを行うことができる。
- (2) 受験者又は登録者は、検定試験又は適格性証明書の取扱いなどに異議のある場合は、管理委員会に対し、文書をもって異議申立てを行うことができる。

5. 4 管理及び保管

検定試験に関わる各種書類及び試験又は検定材料は、管理委員会に帰属し、その管理及び保管を行う。なお、管理方法及び保管期間等は、別に定める。

5. 5 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、検定委員会が発議し、管理委員会の審議・承認による。

附 則

1. 本規定は、2021年12月17日に改正し、同日より施行する。

<改正記録表>

改正 No.	改正年月日	作 成	審 査	承 認	改 正 内 容
R 0	2021. 06. 18	各技量資格検定規定の共通事項をまとめることとして制定			初版制定
R 1	2021. 12. 17	J M試験委員会	経営管理者 管理者	管理委員会	継手管理技士資格試験受験者用ゼッケンの廃止

管理委員会：要員認証管理委員会 J M試験委員会：継手管理技士試験委員会
 経営管理者：上級経営管理責任者 管理者：品質システム管理者

<以下、空白>